

美浜町役場
〒919-1192 美浜町郷市 25-25
☎ 0770-32-1111(代表)
FAX 0770-32-1115(代表)
HP <https://www.town.fukui-mihama.lg.jp/>



お知らせ

福祉サービスに関する
苦情相談窓口のお知らせ

福祉サービスを利用して、いやな思いをした等、事業所に直接相談しにくい場合や、事業所との話し合いで解決できなかった場合等、お気軽にご相談ください。

●相談時間
月曜日～金曜日
午前9時～午後5時
(祝日・年末年始除く)

☎ 0776・24・2347

特設人権相談所を開設します

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国各地で特設人権相談所を開設します。いじめや体罰、虐待、差別に関するトラブル等、地域住民の皆さんからのさまざまな相談に応じます。一人で悩まずお気軽にご相談ください。

「クールビズ」にご協力をお願いします

町では、地球温暖化問題に対処し、環境と共生するビジネススタイルの定着を図るため、クールビズ(夏季の適正冷房に応じた軽装勤務)を実施しています。

●実施期間
5月1日(土)～9月30日(木)

●取組内容
・適正冷房(28℃以上)の実施
・適正冷房に応じた軽装(職員としての信用と品位を損わない服装)での勤務

町の公共施設をご利用いただく皆さんにも、適正冷房へのご理解とご協力をお願いします。

また、会議等のご案内をさせていただく場合に、軽装でのご出席をお願いすることがあります。その際には、適正冷房に応じた軽装でのご出席をお願いします。

☎ 32・6700

各種団体からの要望を
受け付けます

自衛消防力の維持はもとより、自衛消防への関心を高めることを目的に、地区や事業所等からの各種消防訓練の要望を募集します。

●対象団体

- ・地区
- ・事業所
- ・各種団体、サークル等

●訓練内容

- ・操法要領習得訓練(次回大会から操法要領が変わります)
- ・消火器等による初期消火訓練
- ・救急訓練
- ・救助、救出訓練
- ・防災、防火講話

●その他、消防に関する訓練

●実施期間 令和3年度内

●その他

日程や訓練内容については、まずお電話でご相談ください。申込については、敦賀美方消防組合美浜消防署ホームページから様式をダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、美浜消防署まで提出ください。

☎ 32・1190

●日時 6月1日(火)
午後1時～3時

☎ 0776・22・4210

下水道世帯人員変更届出及び
水道使用者の名義変更について

一般家庭用の下水道使用料は、原則として住民票の世帯人数で計算しています。世帯人数に異動があった時(転入、転出、出生、死亡等)は「世帯人員変更届出書」の提出が必要になります。

また、単身赴任、進学、長期入院等の特別な理由により、美浜町に住民票を置いたまま町外に転出された時も、届出により減員することができます。なお、特別な理由により減員となつて居る方が世帯に戻られた時には、必ず増員の届出をお願いします。

その他、水道使用者の名義を変更したい場合には「水道使用異動届」や「下水道使用者変更届出書」の提出が必要となります。

各種届出書は、役場上下水道課窓口、もしくは町ホームページからダウンロードしていただくことができます。

☎ 32・1341



経済センサス
活動調査

国では、6月1日を基準日として「令和3年経済センサス - 活動調査」を実施します。

本調査は、日本の経済活動の状態を明らかにし「日本の経済力」を知るための重要な調査です。事業所及び企業の皆さんには、本調査の意義と重要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。

【調査事項】
・名称及び電話番号 ・従業員数 ・所在地 ・主な事業の内容 ・経営組織 ・売上(収入)金額等

【調査の流れ】
●支社等のない単独事業所
5月下旬に、調査員が事業所等を訪問し、調査の回答に必要な書類を配布します。以下のどちらかの方法で回答してください。

①インターネットによる回答
「調査対象者ID」等を用いて、パソコンで回答してください。
※インターネット回答期間は、5月20日(木)から6月8日(火)です。

②調査票による回答
調査票に黒ボールペンで漏れなく記入し郵送で提出してください。
※調査員による回収は行いません。

新型コロナウイルス感染防止のため、調査書類の配布や受け取りをできる限り調査員が対面しない方法で行うようにしています。また、回答はできる限りインターネットをお願いします。

●支社等のある企業本社
国、県が郵送により調査の回答に必要な書類を配布し、回収します。

【事業所情報は固く守ります】
「令和3年経済センサス - 活動調査」は「統計法」という法律に基づき行われ、調査への回答は本法律により義務として定められています。調査関係者が調査内容を他に漏らしたり、調査内容を統計法に規定されている利用目的以外(税金の徴収資料等)に使用することは、固く禁じられています。

【調査全般に関するお問い合わせ先】
コールセンター ☎ 0120-430-103

【インターネット回答に関するお問い合わせ先】
コールセンター ☎ 0120-619-730

○受付期間 令和3年5月6日(木)～9月30日(木) (土・日・祝日含む)

○受付時間 午前9時～午後8時

20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を働いている世代みんなで支え合おうという考えで作られた仕組みです。
20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが義務付けられています。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう。



国民年金のポイント

- 将来の大きな支えになります
国が責任をもって運営するため安定しており、年金の給付は生涯にわたって保障されます。
- 年金は老後のためだけのものではありません
国民年金には、65歳から受け取りできる老齢年金のほか、若い方でも万が一のときに受け取り可能な「障害年金」や「遺族年金」があります。

「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

- 学生納付特例制度とは
学生は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。
対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上の課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。
- 納付猶予制度とは
学生でない50歳未満の方で、本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

※お問い合わせ先 日本年金機構敦賀年金事務所 ☎ 23-9904
町住民環境課(担当・石井) ☎ 32-6703

※お問い合わせ先 町まちづくり推進課(担当・川畑) ☎ 32-6701

イベント・行事

美浜町歴史文化館第4回速報展
「高善庵遺跡、発掘最前線」

● 会期 4月17日(土)～6月27日(日)

● 会場 町歴史文化館
興道寺、高善庵遺跡における近年の発掘成果を紹介します。

● 費用 大人100円
小・中学生50円

● 内容 町歴史文化館

● 費用 大人100円
小・中学生50円

「児童手当・特例給付現況届」の提出をお願いします

児童手当等の現況届は、前年の所得と6月1日現在における児童の養育状況等を確認するものです。

6月分以降の支給を受けるために必要ですので、必ず期限までに持参または郵送で提出をお願いします。

● 提出期限 6月30日(水) 消印有効

● 提出書類
・ 現況届
・ 受給者(保護者)の健康保健被保険者証(写)

● 町健康福祉課(担当・山口)
☎32-6704

**令和4年4月採用の
税務職員を募集します**

● 受験資格
① 令和3年4月1日において、高等学校または中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない方及び令和4年3月までに高等学校または中等教育学校を卒業する見込みの方

② 人事院が①に掲げる方に準ずると認める方

● 試験の程度 高校卒業程度

● 受付期間 6月21日(月)午前9時～6月30日(水)受信有効


● 申込方法 インターネットにより行ってください。

● 人事院中部事務局
☎052-961-6838

令和3年度労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間について

● 出願期間
第1回募集 6月10日(木)～8月31日(火)
第2回募集 9月1日(水)～9月14日(火)

● 申込先 QRコード



● 出願期間
第1回募集 6月10日(木)～8月31日(火)
第2回募集 9月1日(水)～9月14日(火)

● 申込先 QRコード

● 出願期間
第1回募集 6月10日(木)～8月31日(火)
第2回募集 9月1日(水)～9月14日(火)

「美しい浜プロジェクトin水晶浜」の参加者を募集します

町では、町が誇る「美」しい「浜」を守るため「美しい浜プロジェクト」と題して海岸清掃等の活動を実施していきます。今回は、町内の一斉清掃活動として実施するクリーンアップふくいin美浜に合わせて、水晶浜を会場に海岸清掃を実施します。

私たちの身近にある「美」しい「浜」を守るため、ぜひ、清掃活動にご参加ください。

● 日時 6月13日(日)午前8時～10時

● 集合場所 水晶浜第2駐車場

● 対象者 県内在住の方

● 申込方法 町ホームページの申込フォームよりお申し込みください。

● 申込期限 6月4日(金)まで

● 注意点
・ 新型コロナウイルスの感染拡大状況により、中止等の判断を行うことがあります。

・ 感染症対策のため、マスク着用の徹底をお願いします。

・ 当日の受付時には、手指の消毒や検温を行いますので、ご協力ください。

※ 体調不良や発熱が確認された場合、参加をご遠慮いただくことがあります。

・ ゴミ拾いに必要な道具(ゴミ袋、軍手、トング等)はこちらで用意します。

ホームページはこちら



14 海の豊かさを
守ろう



● お問い合わせ先 町まちづくり推進課 移住・定住推進室(担当・中瀬) ☎32-6701

**防災情報伝達システムを用いた全国一斉の
緊急情報の伝達試験を実施します**

実施日時	情報伝達手段	放送内容
6月17日(木) 午前10時頃	防災行政無線 及び 音声告知放送	<p><チャイム> こちらは防災美浜町です。ただ今から訓練放送を行います。</p> <p><緊急地震速報チャイム音></p> <p>「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です。」(3回)</p> <p>こちらは防災美浜町です。これで訓練放送を終わります。<チャイム></p>

注)当日は、美浜町以外の地域でも、全国一斉に伝達試験が実施されます。

● お問い合わせ先 町エネルギー政策課 防災・原子力対策室(担当・田村) ☎32-6716

労働保険のお知らせ

令和3年度労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間について

年度更新期間は、6月1日(火)～7月12日(月)です。管轄の労働局・労働基準監督署・金融機関で申告・納付をお願いします。年度更新の申告書は、管轄の労働局・労働基準監督署への郵送や電子申請でも受け付けておりますので、ご活用ください。


年度更新申請書は、5月末頃に発送予定です。年度更新申告書の書き方及び申告・納付方法等の詳細については、年度更新申告書に同封しているパンフレット等をご参照ください。厚生労働省ホームページでもご覧いただけます。

なお、年度更新期間内に申告・納付の手続きが困難な場合には、通話料無料の年度更新コールセンター(0800-555-6780)までご相談ください。(開設期間は、5月31日(月)～7月16日(金))


● 手続きの際は「電子申請」をご活用ください

自宅やオフィスから24時間いつでも申請や届出が可能です。また、労働保険料の納付は口座振替や電子納付が便利です。

- 電子申請は「e-Gov」から行うことができます。
- 労働保険関係手続き(一部手続きを除く)は、GビズIDを利用して行うことができます。
- 労働保険料の納付は、口座振替や電子納付が可能です。



厚生労働省ホームページ
QRコード



e-Gov
QRコード

● お問い合わせ先 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課 ☎03-5253-1111

保育園庭開放事業のご案内

町では、美浜ほっと子育て応援プロジェクト2021の一環として、子どもが伸び伸びと遊べる場の提供を目的として、町内各保育園の園庭を開放します。

● 開放日
・ みずうみ保育園 毎月第1日曜日
・ せせらぎ保育園 毎月第2日曜日
・ あおなみ保育園 毎月第3日曜日

※ 令和3年10月まで


● 開放時間 午前9時～正午

● 対象者
小学生までの児童(就学前の児童は、必ず保護者同伴にてご利用ください)

● その他
・ 利用に係る注意事項等については、町ホームページをご覧ください。

・ 荒天が予想される場合や、園行事が行われる場合には、開放を中止することがあります。

● 町健康福祉課(担当・山口)
☎32-6704



教室・講座・説明会等

もの忘れ相談会を開催します

- 日時 6月25日(金) 午後2時～3時
- 会場 なびあす
- 対象 町内在住で、物忘れや認知症について不安のある人またはその家族
- 費用 無料
- 定員 2名(要事前申し込み)
- 講師 町健康福祉課(担当・四ツ谷)

☎32-6704

美浜町健康楽膳拠点施設「ころば」の催しをお知らせします

◆ころばでお話し会

「JoyLifeのすすめ」

- 日時 6月1日(火) 午後1時30分～3時
- 会場 ころば
- 費用 500円
- 対象 どなたでも
- 定員 8名
- 講師 山田善杜氏 (越前町善性寺)

◆健康フラ体験

- 日時 6月24日(木) 午後2時～3時30分
- 会場 園芸LABOの丘
- 費用 無料

ふくいき福祉就職フェア

福祉の職場説明・面談会を開催します

- 対象 どなたでも
- 講師 荒木和枝氏(福井アロハレイフラスタジオ)
- 持ち物 タオル、動きやすい服装
- 日時 6月12日(土) 午後1時30分～3時30分
- 会場 敦賀市福祉総合センター あいあいプラザ
- 費用 無料(入退出自由)

福井県社会福祉協議会嶺南支所 ☎0770-52-7833

子ども・子育てサポートセンターの催しをお知らせします

○さくらんぼひろば

◆「親子ふれあい遊び」

- 日時 6月16日(水) 午前10時15分～10時45分
- 会場 はあとびあ
- 対象 町内在住親子 10組
- 定員 10組

子育てサポートセンター

◆「言葉の発達について」

- 日時 6月29日(火) 午前10時30分～11時30分
- 会場 はあとびあ
- 対象 町内在住親子
- 定員 10組
- 講師 福井県子ども療育センター言語聴覚士
- 申込 6月14日(月)～6月28日(月)

◆「妊婦向け絵本セラピー」

- 日時 6月15日(火) 午後2時～3時15分
- 講師 重兼和美氏 (子育てマイスター)
- 申込 6月1日(火)～6月15日(火)まで

○育児講座

◆「言葉の発達について」

- 日時 6月29日(火) 午前10時30分～11時30分
- 会場 はあとびあ
- 対象 妊婦の方
- 定員 10組(町内在住者優先)
- 講師 松井由起子氏 (絵本セラピスト)
- 申込 6月1日(火)～6月14日(月)

◆「言葉の発達について」

- 日時 6月29日(火) 午前10時30分～11時30分
- 会場 はあとびあ
- 対象 町内在住親子
- 定員 10組
- 講師 福井県子ども療育センター言語聴覚士
- 申込 6月14日(月)～6月28日(月)

◆「言葉の発達について」

- 日時 6月29日(火) 午前10時30分～11時30分
- 会場 はあとびあ
- 対象 町内在住親子
- 定員 10組
- 講師 福井県子ども療育センター言語聴覚士
- 申込 6月14日(月)～6月28日(月)

◆「言葉の発達について」

- 日時 6月29日(火) 午前10時30分～11時30分
- 会場 はあとびあ
- 対象 町内在住親子
- 定員 10組
- 講師 福井県子ども療育センター言語聴覚士
- 申込 6月14日(月)～6月28日(月)

シニア向け出張就職相談会を開催します

60歳代、70歳代の皆さんの「働きたい」を応援します。お仕事を探したいシニアの皆さん、お気軽にご相談ください。

- 日時 7月9日(金) 午前10時～午後3時
- 会場 敦賀市プラザ萬象 第3会議室
- 対象 おおむね55歳以上の方
- その他 相談には、予約が必要です。

☎0776-43-0881

みはま土曜歴史文化講座

◆第2回「七不思議の見つけ方」

～佐田伝統文化保存会とまちづくりビジョン～

- 日時 6月5日(土) 午前10時～11時30分
- 会場 美浜町歴史文化館
- 費用 無料
- 対象 県内に在住の方
- 定員 20名
- 講師 金田久璋氏 (日本地名研究所長)

◆「言葉の発達について」

- 日時 6月29日(火) 午前10時30分～11時30分
- 会場 はあとびあ
- 対象 町内在住親子
- 定員 10組
- 講師 福井県子ども療育センター言語聴覚士
- 申込 6月14日(月)～6月28日(月)

◆「言葉の発達について」

- 日時 6月29日(火) 午前10時30分～11時30分
- 会場 はあとびあ
- 対象 町内在住親子
- 定員 10組
- 講師 福井県子ども療育センター言語聴覚士
- 申込 6月14日(月)～6月28日(月)

空家の購入・リフォームをする人を応援します！

町内の「空家」の購入やリフォームに要する経費の一部を補助します。また、空家を賃借した場合の家賃の一部についても補助します。

①空家の購入に要する費用またはリフォーム工事に要する費用の補助

- 補助額 空家の購入に要する費用の1/2以内または対象工事に要する費用の1/2以内(いずれも上限100万円)
- 対象となる空家 「美浜町空き家情報バンク」に登録されている一定期間以上居住者のない住宅
- 対象となる工事 対象となる空家の修繕、改修、模様替え等で、かつ、町内業者の施工による30万円以上の費用を要する工事
- 対象者 ①空家を購入する移住者(※1)、子育て世帯(※2)、新婚世帯(※3) ②空家を購入し、リフォームする移住者、子育て世帯、新婚世帯 ③空家を賃借し、リフォームする移住者、子育て世帯、新婚世帯

(※1) 現在、福井県に住所を有していない方または福井県に住所を有して2年を経過しない方
(※2) 18歳になった日に属する年度の3月31日までの子どもと同居している世帯
(※3) 婚姻届を提出し、受理されてから3年を経過しない夫婦からなる世帯

②空家を賃借した場合の家賃補助

- 補助額 家賃月額額の1/2以内(上限20,000円)
- 補助期間 補助開始日に属する月から賃貸借契約が終了した月まで(最長24ヶ月)
- 対象者 ①の対象となる空家を賃借する方

申請方法 交付申請書に必要な書類を添付の上、町まちづくり推進課移住・定住推進室へ提出してください。申請書は、町ホームページからダウンロードするか、町まちづくり推進課移住定住推進室窓口に設置のものをお使いください。

申請条件 ・工事は、補助金の交付決定後に着工し、令和4年3月1日(火)までに完成すること。
・町税等に滞納が無いこと。

その他 申込者多数の場合は、予算の範囲内において先着順となります。

※お問い合わせ先 町まちづくり推進課 移住・定住推進室(担当・木谷) ☎32-6701

親族と近居・多世帯同居する人を応援します！

子育てや介護等、多世帯で助け合いながら暮らせるまちづくりを推進するため、親族との「近居」や「多世帯同居」にかかる新築やリフォーム等費用の一部を補助します。

①親族との近居を目的とする 一戸建て住宅の新築・購入費補助

- 補助額 ①住宅の新築または新築住宅を購入する場合 30万円 ②中古住宅を購入する場合 50万円
- ※住宅の新築または販売をした業者が、町内に主たる営業所を有する建設業者または個人業者の場合は、50万円を加算します。
- 対象者 新たに直系親族と近居する方(直系卑属の単独世帯は除く)
- 対象となる住宅 ①一戸建て住宅であること。(住宅の床面積の2分の1以上に相当する部分が当該居住の用に供され、浴室・トイレ・キッチンを完備しているもの) ②建設・購入は、福井県内に主たる営業所を有する建設業者または個人業者で行うこと。

②親族との多世帯同居を目的とする 一戸建て住宅のリフォーム工事費補助

- 補助額 対象工事に要する費用の2分の1以内(上限90万円)
- 対象者 町内にあり、自ら居住するために所有する一戸建て住宅を改修し、新たに多世帯同居をする方または多世帯同居の世帯数が1以上増える方
- 対象となる改修工事 ①「既存住宅の間取りの変更及び増築を伴う間取りの変更」「バリアフリー改修」「設備の改修」のいずれかの工事。 ②美浜町内に主たる営業所を有する建設業者または個人業者が施工する工事。